

通常保育再開に向けたお願い

令和2年5月25日
鶴ヶ島市こども支援課

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保育所登園の自粛にご協力いただき
ありがとうございます。

埼玉県を区域とする緊急事態宣言が5月25日に解除されましたが、**保育料の日
割り計算については、5月31日までとします。**6月1日からは、通常保育を再開
しますが、身近なご家族の命を守るために、ご家庭で保育することを妨げるもので
はありません。

今後も保健衛生面に十分な配慮を行いながら、保育を実施してまいります。が、
ご家庭においても、お子さんの健康管理にご留意いただきますようお願いいたし
ます。

1 登所降所におけるお願い

- (1) 児童や保護者のみなさんの体調を確認するため、毎朝、体温の確認をご家庭で行ってください。
- (2) 37.5℃を超える発熱がある場合、お子さんを集団保育することができません。
- (3) 平熱であっても、お子さんの様子が普段とは違うと感じられる場合（せき、鼻水等の諸症状を含む）は、無理をせず、ご家庭でお過ごしください。また、保育中にお子さんの様子が心配であると判断した場合は、ご連絡させていただくことがありますので、予めご了承ください。
- (4) お子さんのお迎えの際は、手洗いうがいやアルコール消毒などのご協力をお願いいたします。

2 保育料の日割り計算について

令和2年4月8日付け、鶴こ第24号の保護者様宛の通知において、保育料の日割りを行う旨をお知らせいたしました。現在、4月分の保育料の計算を行っており、減額となる保育料は、6月中に還付・充当が行えるよう、準備を進めておりますのでもうしばらくお待ちください。（5月分は、7月中に同様の対応をさせていただきます。）

なお、保育料の日割り計算を実施する期間は、4月8日から5月31日までとさせていただきます。

<問合せ先> 鶴ヶ島市 健康福祉部 こども支援課（保育担当）
電話番号 049-271-1111 内線 151、152、153